

「横浜市地域療育センター条例施行規則」及び「横浜市総合リハビリテーションセンター条例施行規則」の一部改正について

1 改正の目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正され、令和6年4月1日から、各地域療育センター及び横浜市総合リハビリテーションセンターにおいて実施している「医療型児童発達支援」のサービスが「児童発達支援」に統合されます。

これに伴い、規則で定めている定員の規定についても改める必要があるため、横浜市地域療育センター条例施行規則及び横浜市総合リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正するものです。

2 改正する規則

- ・横浜市地域療育センター条例施行規則
- ・横浜市総合リハビリテーションセンター条例施行規則

3 改正の内容

(1) 横浜市地域療育センター条例施行規則

第2条の表中の定員「児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人」とあるのを「医療型児童発達支援」の部分を取り、「児童発達支援」の定員を「指定管理者が市長の承認を得て定める」に改めます。

(2) 横浜市総合リハビリテーションセンター条例施行規則

第2条の表中の定員「児童発達支援（難聴児及び重症心身障害児以外の障害児が利用する場合に限る。）30人 児童発達支援（難聴児が利用する場合に限る。）30人 医療型児童発達支援 40人」とあるのを「医療型児童発達支援」の部分を取り、「児童発達支援」の定員を「指定管理者が市長の承認を得て定める」に改めます。

注）「定員」は日々の利用定員です。利用している児童数の総人数ではありません。

4 「児童発達支援」の定員を「指定管理者が市長の承認を得て定める」とする理由

児童発達支援（通園部門）の利用児童数は毎年度変動し、また、センターの収入となる障害児通所給付費の単価は定員によって異なり、定員が多いほど単価は低く設定されており、指定管理者の収入及び本市予算に大きく影響します。

よって、定員を規則において固定的に定めるのではなく、利用児童数の状況等に応じて柔軟かつ効率的に定員の設定が可能な規定の表現に改めます。

なお、これに伴って、支援の必要なお子さんの受入れ人数が減ることはありません。